

# 福岡県公報

平成二十八年十月二十一日  
第三千八百三十七号  
増刊 ①

## 目次

規則 (第六十三号)

○福岡県国民健康保険運営協議会規則

(医療保険課)

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

## 規則

福岡県国民健康保険運営協議会規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年十月二十一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第六十三号

福岡県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、福岡県国民健康保険運営協議会条例(平成二十八年福岡県条例第四十一号。以下「条例」という。)第五条の規定に基づき、福岡県国民健康保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第二条** 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、条例第三条第三号に掲げる公益を代表する委員として委嘱された委員のうちから、全委員の選挙によって定める。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。(会議)

**第三条** 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 運営協議会の会議は、条例第三条各号に掲げる委員の各一人以上が出席し、かつ、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 運営協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第四条** 運営協議会の庶務は、保健医療介護部医療保険課において処理する。

(補則)

**第五条** この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二百二十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 久留米市の表中

松岡病院	安武町住吉一七六六
医療法人禅思会南陵病院	荒木町下荒木一六一六
聖風園半井病院	高良内町四四七二

を

松岡病院

安武町住吉一七六六

久留米総合病院附属介護老人保健施設 介護老人保健施設久英荘	〃 上津町一―八一五	久留米総合病院附属介護老人保健施設 老人保健施設明星苑コスモス	〃 国分町九九一番地の一	久留米総合病院附属介護老人保健施設 介護老人保健施設久英荘	〃 上津町一―八一五	久留米南病院 聖風園半井病院	〃 荒木町下荒木一六一六 〃 高良内町四四七二
----------------------------------	------------	------------------------------------	--------------	----------------------------------	------------	-------------------	----------------------------

に改める。

を

に、